中川地区地域づくり計画書

『世代こえ よいとこ受け継ぐ 中川の里』

令和5年3月 中川地区団体連絡協議会

目次

- 1 はじめに
- 2 地域の概要
- 3 将来目標
 - □目指す地域づくりとは
 - □中川地区キャッチフレーズ
- 4 事業実施計画書(令和5年度~令和9年度)
- 5 組織体制
- 6 会則

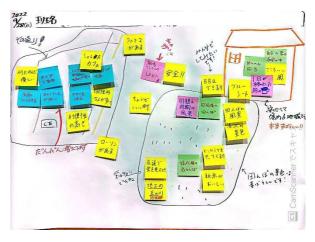
1. はじめに

中川地区では、西予市が取り組む地域の特色を活かした自主的な活動を支援する「地域づくり交付金事業」に基づき、平成23年に「中川地区団体連絡協議会 地域づくり計画」を策定(平成28年改定)し、これまで地域づくり活動に取り組んできました。令和5年4月から、公民館が、新たに「地域づくり活動センター」としてスタートするにあたり、令和4年2月から検討委員会を立ち上げ、中川地区の良いところや現在の組織としての在り方などを議論しました。それらをもとに、今回、新たな「中川地区団体連絡協議会 地域づくり計画」を策定いたしました。

本計画は、活力ある元気な地域を作っていくための道標の一つであり、これを軸に西予市と連携しながら、地域コミュニティの充実、地域の活性化などに向けた取組を実行していきます。







2 地域の概要

中川地区は、西予市の北西部に位置し、稲作が盛んで田園風景が美しい自然 豊かな地域です。古くからの遺跡も随所に見られ、明治7年に地域の小学校が 開校するなど、教育・文化が根付く地域です。地域住民同士のつながりも強 く、諸行事においても活気があふれる地域です。

また、地区の中心を国道 56 号線が南北に走り、県道八幡浜宇和線が地区の南を通るなど、交通の便も良いことなどから、令和 5 年 2 月末現在の人口は2,054 人と、本交付金事業が始まった平成23 年の1,902 人からも人口が増加傾向にあります。さらに、高齢化率は令和5年2月末現在で約27.9%となっており、西予市全体の高齢化率43.8%と比較して大きく下回っています。

しかし一方で、人口は、特定の地区に集中するなど、中川地区内での地域格差があります。また、自治会・老人クラブ・壮年会等に加入しない住民も増えつつあり、今後の地域コミュニティの希薄化も危惧されます。

このような現状を踏まえ、中川地区特有の課題を洗い出し、住民の主体性と助け合いの精神に根ざした、自立的な地域社会を創造していく必要があります。

中川地区の地区別人口推移(外国人含む)

(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
加茂	198	194	189	191	186	181	193	185	180	182	176	167	166
大江	200	196	192	190	188	196	198	198	200	196	192	186	186
真土	231	241	238	242	232	233	238	243	243	242	250	243	245
田苗	111	117	114	107	109	100	95	80	71	83	82	79	83
杢所	82	78	87	85	89	85	79	85	91	88	86	90	92
清沢	209	206	199	190	185	182	181	171	174	182	178	171	169
坂戸	871	915	914	982	999	974	984	1,028	1,051	1,072	1,084	1,102	1,113
合計	1,902	1,947	1,933	1,987	1,988	1,951	1,968	1,990	2,010	2,045	2,048	2,038	2,054

[※]各年3月末時点。ただし、令和5年に限り2月末時点。

令和5年2月28日現在の年齢別人口 (単位:人)

	中川地区	西予市
0歳~14歳	324	3,337
15歳~59歳	1,038	13,931
60歳~64歳	118	2,420
65歳~69歳	112	2,700
70歳~	462	12,669
合計	2,054	35,057
高齢化率	27.9%	43.8%

3 将来目標

□目指す地域づくりとは・・・。

地域を包括する住民自治組織(中川地区団体連絡協議会)が地域の団体や企業、グループなどと協働し、「地域協働型」のまちづくりを積極的に推進していくものです。

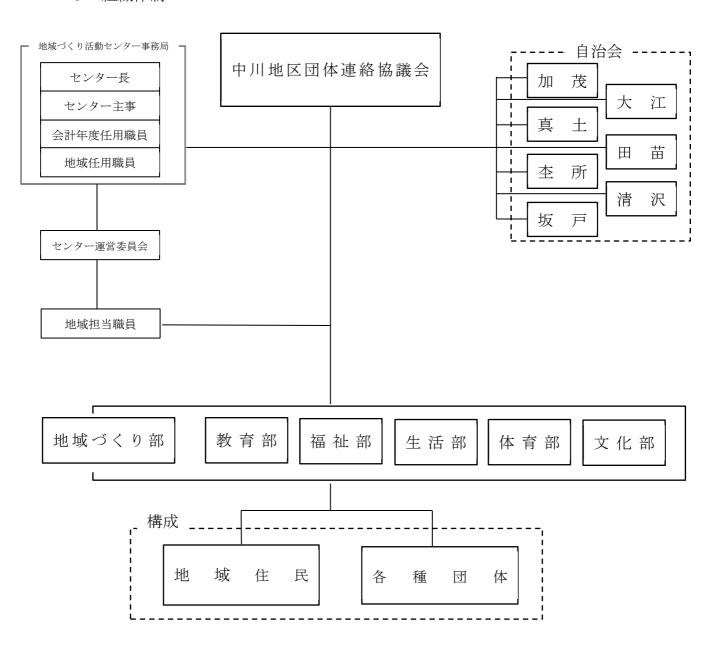
住民が誇りを持って、安心して明るく豊かに暮らせる地域づくりのため、地域自らが自立した存在としての力を高める「地域力」の向上と、地域住民が公共的サービスの担い手として、自主的に活動するような地域社会の構築を目指します。

□中川地区キャッチフレーズ世代こえ よいとこ受け継ぐ 中川の里

4 事業実施計画書(令和5年度~令和9年度)

事業名称	事業目的
安心安全事業	地域内の危険箇所の整備や自主防災組織に対して
	の支援などを通して、安心安全な地域づくりを目
	指します。
地域交流事業	イベント事業を通して、世代をこえた交流する地
	域づくりを目指します。
みんなが真ん中事業	中川っ子訪問や高齢者世帯への訪問などを通し
	て、子どもから高齢者まですべての世代にやさし
	く、みんなが活躍できる地域づくりを目指しま
	す。
伝統文化継承事業	五ツ鹿踊りをはじめとする伝統文化を守り、次の
	世代に継承される地域づくりを目指します。
拠点施設整備事業	集会所施設などの地域拠点施設整備などを通し
	て、住民同士が気軽に集える場づくりを目指しま
	す。

5 組織体制



中川地区団体連絡協議会会則

第1条(名称および事務所)

この会は、中川地区団体連絡協議会と称し、事務所を中川地域づくり活動センターにおく。

第2条(目的)

この会は、中川地区における諸団体の連絡協調ならびに諸行事の協力推進を図り、もって明るく豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

第3条(組織)

この会は、中川地区内における諸団体等をもって組織する。

第4条(事業)

- 1. 各構成団体、中川地区並びに西予市が行う事業に対して、積極的に協力して推進する。
- 2. その他、この会の目的達成のために、理事会が特に必要と認めた事業。

第5条(部制)

- 1. 前条の事業を効果的に推進するため次の部を設ける。
 - (1)教育部 青少年の健全育成、人権・同和教育の推進
 - (2)福祉部 福祉活動の推進
 - (3) 生活部 安全生活運動、生活改善運動の促進
 - (4) 体育部 体育の振興、健康の増進
 - (5) 文化部 文化活動の推進
 - (6) 地域づくり部 地域づくり活動の推進
- 2. 部の構成は総会において行う。
- 3. 各部ごとに部会を組織し、部の事業を推進する。
- 4. 各部に部長、副部長をおく。

第6条(会議)

- 1. 総 会 総会は毎年度1回以上会長が招集し、事業報告、決算報告および 事業計画、予算案等を審議する。
- 2. 理事会 理事会は会長が必要と認めたときに招集し、諸事業の協力推進に ついて協議する。
- 3. 部 会 部会は部長が必要と認めたときに招集する。

第7条(役員)

- 1. この会に次の役員をおく。 会長1名、副会長2名、常任理事1名、理事若干名、監事2名
- 2. 会長、副会長、監事は総会で選出する。但し、会長は代表区長、副会長は副代表区長と壮年会長とする。監事は、特別な場合を除き前団体連絡協議会長・前壮年会長とする。

(但し、役員の任期は3月31日までとする。)

- 3. 常任理事は中川地域づくり活動センター長とする。
- 4. 各部の部長、副部長は部会で互選し、部長は理事を兼任する。

第8条(役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

- 1. 会長は任務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事は理事会を組織し、重要事項を審議する。
- 4. 常任理事は会務を掌握し執行する。
- 5. 監事は業務と会計を監査し、総会に報告する。

第9条 (事 務)

この会の事務および会計は中川地域づくり活動センター事務局が行う。

第10条(会計)

- 1. この会に必要な経費は、補助金、助成金、寄付金、その他をもって補うものとする。
- 2. この会の会計年度は4月から翌年の3月末までとする。

第11条 (会則の改正)

会則の改正は、総会において行う。

付 則

- この会則は、昭和60年6月8日から施行する。
- この会則は、平成7年5月26日から一部改正する。(第6条、第7条)
- この会則は、平成12年5月8日から一部改正する。(第7条2項目)
- この会則は、平成19年5月9日から一部改正する。(第7条2項目)

- この会則は、平成28年5月12日から一部改正する。(第5条)
- この会則は、平成29年5月11日から一部改正する。

(第5条2項目但し書き、第7条2項目)

- この会則は、平成31年5月20日から一部改正する。(第7条2項目)
- この会則は、令和5年4月1日から一部改正する。

(第1条、第5条1項目、第6条、第7条3項目、第9条)